

損害賠償債務の一部の提供・供託の効果について

—最判平成6年7月18日民集48巻5号1165頁を契機として—

田 中 稔

目次

- I はじめに
- II 最判平成6年7月18日
- III 日本法の状況
- IV 検 討
- V まとめ

I はじめに

(1) 弁済の提供とは、債務者が給付の実現に必要な準備をして債権者に協力を求めることをいい、その効果は、債務不履行による一切の責を債務者が免れることである（民法493条）。一方、弁済の供託とは、債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないとき、又は弁済者の過失でなく債権者がだれであるかを確認することができないときに、債務の目的物を弁済者が供託所に寄託することである。弁済の供託の効果は、弁済による債務の消滅である（民法494条）。

債務の弁済は債務の本旨に従ってなされねばならない。従って、弁済の提供・供託も債務の本旨に従っておらねば、提供・供託としての効果を生じない⁽¹⁾。そうした理解にもとづいて、債務の一部の弁済の提供・供託については明文の規定はおかれていないが、債務の一部の弁済は債務の本旨に従った弁済であるといえないから、債務の消滅という効果を生じない

(1) 最判昭和41年9月16日判時460号52頁、最判昭和42年7月13日判時496号48頁。提供については民法493条の規定がある。

こと、同様に、債務の一部の弁済の提供・供託も、債務の本旨に従っていないため、債務の全部についてはいうまでもなく、債務の一部についても、提供・供託としての効果を生じない、と解されている⁽²⁾。

判例によれば、債務の一部についての提供・供託であっても、債権者が受領した場合には、有効な提供・供託となり、債権全額について効果を生ずるのを原則とする⁽³⁾。ただし、債権者は一部である旨を留保して受領することができ、その場合には、供託の効果は一部についてのみおよび残部にはおよばない⁽⁴⁾。なお、金額について係争中の債権者が供託物を受

(2) 一部提供・供託を無効とする裁判例として、次のものがある。大判明治44年12月16日民録17輯808頁（債務者が自己の債務の10分の1以下の額を提供・供託したが債権者が貸付金の全額の返還を請求する事案）、大決大正2年7月16日新聞884号28頁（弁済者が元金300円及び之に対する最後の2年分の利息並に執行費用を供託したにとどまり本件貸付の日から最後の2年分以前の利息については供託しなかった事案）、大判大正7年11月1日民録24輯2103頁（不動産の売主が買戻権を行使しようとして買主に提供・供託した売買代金・契約費用に、契約費用に包含されるべき所有権移転登記の費用の分が含まれていなかったために不足額の多少に関わらず買戻権の行使が否定された事例）、大判大正8年11月27日民録25輯2133頁（売買代金債務の履行遅滞による売主からの解除権の行使が認められている事案で、債務者は売買代金だけではなく遅延賠償をもあわせて提供しなければ売主は解除権を喪失していないとされている）、大判昭和2年3月9日判例彙報38巻下民8頁（抵当不動産甲の第三取得者Xが甲についての競落許可決定の確定前に抵当債務元利合計3108円および競売費用50円を供託したことを理由に求めた、競落人名義の所有権移転登記の抹消登記を請求しているのに対して、競売費用がYの主張する81円80銭であったならば元本が31円80銭不足していたことが明らかであって抵当権も消滅していないとして、Xの請求を認容する原審判決を破棄した事案）、大決昭和11年6月6日全集3巻6輯8頁（債務者Aにたいし貸付金120円およびこれに対する昭和10年8月1日から昭和11年2月7日まで年1割2分の遅延損害金7円48銭の弁済をえるためにその抵当権の実行としてした不動産競売の申立により本件競売手続は開始され昭和11年3月10日競落許可決定があったところ、Aは同年4月7日に債権者に対し右元利金127円48銭を弁済のため提供したが受領を拒絶されたためこれを翌日に供託し、さらに、同月16日に、同年2月8日から同日までの同率の遅延損害金2円76銭を供託しており、原審は、Aの債務が全部消滅しているとして、本件競落許可決定を取り消したが、大審院は、Aの提供した金額は「既に生じたる抵当権実行の費用及同月（筆者註－4月）8日以降提供当日迄の遅延利息を包否せざるものなる以上特別の事情なき限り右の提供は債務の本旨に従ひたる提供と云ふべからず。随て前記各供託は不適法にしてAの債務は之に因りて消滅したるものと云ふを得ざる」として原決定を破棄している）、大判昭和12年8月10日民集16巻1344頁（競売費用相当額が不足していた事案）、大判昭和15年5月17日新聞4583号12頁（買戻権者Xが契約費用42円19銭を除く代金1250円のみを提供・供託していた事案において「右買戻代金ノミノ供託ハ本件債務ノ一部ノ供託ニ過キスシテ到底債務ノ本旨ニ従ヒタル適法有効ノモノト云ヒ難」とし、また、「Xカ当初ヨリ本件契約費用ヲ全然提供若クハ供託セサリシモノナルヲ以テ其多少ヲ論断シ買戻ノ効力ヲ左右スルヲ得サルノミナラス右費用額ハ必スシモ買戻代金額ニ比シ些少ノ額ナリト即断シ得サルヘシ」としている）、などがある。

(3) 大判昭和6年10月21日裁判例5輯民201頁、最判昭和33年12月18日民集12巻16号3323頁。

(4) 大判昭和9年10月20日法学4巻4号116頁、最判昭和36年7月20日判時269号7頁、最判昭和38年9月19日民集17巻8号981頁、最判昭和39年4月10日裁判集民事73号71頁。

領したときは、留保をしたものと推定される⁽⁵⁾。供託実務も一部である旨の留保付きの供託物還付を容認する。債務の一部ずつの弁済供託はそれぞれ適法ではないが、それが債務全額に達した場合には、債務の全部について供託がなされた場合と同様に有効な供託と解されている⁽⁶⁾。

(2) 債務の一部の弁済の提供・供託を無効とする、この原則には、従来より、次のような例外が認められている。判例・学説は、早くより、不足分が僅少である場合には信義則の適用によって債務の一部の提供・供託が有効と解される場合のあることを認めている。また、地代・家賃の増減額請求のあったときには、借地法・借家法・借地借家法は、地代・家賃債務の一部の提供・供託を有効としてあつかう場合のあることを認めている。

供託実務は、形式的な審査権限しか有しない供託所において、申請時に提出される書面などから、債務の一部の供託であることが判明しないかぎり、債務の全部の供託であるとして、受理する。供託実務によれば、不法行為による損害賠償債務は、供託の時点には金額は必ずしも明らかではないが、内容の確定している債務として、供託をすることができる。供託者は、自己の相当と考える損害賠償額とそれに対する不法行為時から提供時までの遅延損害金をあわせて債務の全部として供託することになる⁽⁷⁾。

もっとも、一部供託の手続的な面からの可否と一部供託の実体法上の効果の有無とは別個の問題である。

(3) 損害賠償債務の全額を知ることには困難が伴う。西原道雄教授⁽⁸⁾は、早くより、次のように指摘されている。「不法行為に基づく損害賠償債務の額は、当事者にとっても第三者にとってもその算定が「困難」で、債務額について争いがある場合が少なくない。特に～交通事故に基づく人

(5) 最判昭和42年8月24日民集21巻7号1719頁。

(6) 最判昭和46年9月21日民集25巻6号857頁。

(7) 昭和32年4月15日民甲710号民事局長通達先例集1巻808頁(民事月報12巻6号113頁)。昭和55年6月9日民事4課3273号民事局長認可先例集6巻302頁ほか。西原道雄「先例解説」『供託先例百選』(1972)60頁以下、法務省民事局第四課職員編『新版供託事務先例解説』(1985)37頁以下、大森淳「不法行為に基づく損害賠償金の供託の可否」NBL384号(1987)参照。

(8) 西原道雄前掲60頁以下。

身侵害においては、損害額の評価、責任の有無・程度などが微妙で、妥当な賠償額を的確に判断することは大部分の場合に至難であり、訴訟においてさえ判決でどのような賠償額が定められるかを予測することは法律専門家にとっても不可能に近い。賠償額判断の基準が多元的に多くの不確定要素を含んでいる。このような賠償額の判断の困難さは、死傷事故以外の非財産的損害に対するいわゆる慰謝料においてもきわめて大きい。また、純財産的損害であっても、程度の差こそあれ損害の評価には困難が付き物であり、さらに、最終的な賠償額の決定のためには過失相殺の有無や程度についての判断も不可避であるから、確定的な賠償額をあらかじめ知得して弁済の提供をしたり供託したりすることは不可能に近い」と。

損害賠償の有無・額について当事者間に争いがあるときには、債務者が損害賠償債務の提供・供託をしたとしても、ほとんどすべての場合に、債務の一部の提供・供託として、提供・供託の効果を生じないこととなり、損害賠償についての判決の確定によってはじめて自己の負う損害賠償債務の全部を知ることになる債務者は、事実上、それまでの法定利率による遅延損害金の負担を回避する方法を有しないこととなる。

最判平成6年7月18日民集48巻5号1165頁⁽⁹⁾は、交通事故を原因とする損害賠償請求訴訟の第一審判決で命じられた金額を保険会社が控訴審継続中に提供・供託したが、被害者の控訴が功を奏したために、債務の一部の提供・供託にあたることになった場合において、上記の提供・供託を債務の一部であるその限度において有効と解して遅延損害金を免れると判示した。

(9) 本判決に関する文献として、田中豊「調査官解説」ジュリ1058号(1994)、同「調査官解説」最判解民平成6年度、安次富哲雄「判批」リマークス11号(1995)、永田眞三郎「判批」ジュリ1068号(1995)、甲斐道太郎「判批」京都学園法学16号(1995)、伊藤高義「判批」交民27巻索引・解説号(1997)、水野有子「判批」判タ882号(1995)、後藤勇『民事実務の研究』(1996)、平野裕之「判批」月刊法学教室174号別冊付録『判例セレクト'94』(1995)所収、池田清治「判批」民商114巻1号(1996)、富澤輝男「一部の弁済提供及び供託の効力」半田正男編『現代判例民法学の理論と展望—森泉章先生古希祝賀論集—』(1998)所収、大嶋芳樹「判批」『交通事故判例百選(第4版)』(1999)所収、小林正「判批」判タ1033号(2000)、松久三四彦「判批」『供託先例判例百選(第2版)』(2001)所収。ほかに、北居功「債権者の明確な受領拒絶(三・完)」法学研究(慶応義塾大学)74巻8号(2001)。

本稿は、同判決によって存在を再認識させられた損害賠償債務の一部の提供・供託の問題を検討するものである。

II 最判平成6年7月18日

最判平成6年7月18日は、交通事故により生じた損害賠償債務の一部の提供・供託が問題になった事案において、従来例外的に債務の一部の提供・供託が有効とされてきた基準には当てはまらないにもかかわらず、これを有効とみることのできる場合のあることを明らかにしている。

事案は、交通事故により重傷を負ったXが、加害車両の運転者Y₁および、加害車両を被保険自動車として対人賠償1名につき金8000万円を限度額とする任意の自動車保険契約をY₁との間に締結していた保険会社Y₂、に対して、身体的障害（後遺障害別等級表第1級、労働能力喪失100%）などに対する損害賠償を請求しているものである。

第一審はXの請求の一部を認容した。しかし、Xは、控訴した。Y₂代理人は控訴審における三回の準備手続期日（昭和61年12月5日、昭和62年2月27日、同年3月27日）においてXら代理人にたいして、第一審で支払を命じられた金額をいつでも支払う用意のある旨を申し出て、口頭の提供をしたが、関知しない旨の返答があったため、昭和62年3月30日にこれを浦和地方法務局に弁済供託した。

原判決は、Xの請求について、「不法行為による損害賠償債権（及びこれを前提とする保険会社に対する直接請求権）は、貸金債権のように一義的に明確な名義額のあるものと異なり、裁判所が確定した事実に基づき損害の大きさを計量し、金銭に評価する操作を施すことによって債権額が裁定されるという特色を有するものであり、債務者としては判決の確定する前に客観的に相当な債務額を知ることができない。このような場合に、債務者の提供した金額がのちに判決で確定された賠償すべき額に足りないとの一事により、常に債務の本旨に従った提供にならないと解したのでは、債務者に難きを強いる結果となる。本件においては、Y₂は、原審判決が証拠調の結果に基づきXの損害として算定しY₂に支払を命じた金額を、

判決確定をまたないで進んで提供したのであって、債務者のとった措置として十分な合理性があり、信義則上欠けるところはないといってよい。損害賠償債権の前記のような特殊性に鑑みると、 Y_2 のした提供は、結果的には債務の一部の提供ではあっても適法であり、これに基づく供託も供託額の限度で債務消滅の効果をもたらす適法な供託であると解するのが相当である」としている。

Xが上告したが、最高裁は次のように判示してこれを棄却している。

「交通事故の加害者が被害者から損害の賠償を求める訴訟を提起された場合において、加害者は右事故についての事実関係に基づいて損害額を算定した判決が確定して初めて自己の負担する客観的な債務の全額を知るものであるから、加害者が第一審判決によって支払を命じられた損害賠償金の全額を提供し、供託してもなお、右提供に係る部分について遅滞の責めを免れることができず、右供託に係る部分について債務を免れることができないと解するのは、加害者に対し難きを強いることになる。他方、被害者は、右提供に係る金員を自己の請求する損害賠償債権の一部の弁済として受領し、右供託に係る金員を同様に一部の弁済として受領する旨留保して還付を受けることができ、そうすることによって何ら不利益を受けるものではない。以上の点を考慮すると、右提供及び供託を有効とすることは債権債務関係に立つ当事者間の公平にかなうものというべきである。したがって、交通事故によって被った損害の賠償を求める訴訟の控訴審係属中に、加害者が被害者に対し、第一審判決によって支払を命じられた損害賠償金の全額を任意に弁済のため提供した場合には、その提供額が損害賠償債務の全額に満たないことが控訴審における審理判断の結果判明したときであっても、原則として、その弁済の提供はその範囲において有効なものであり、被害者においてその受領を拒絶したことを理由にされた弁済のための供託もまた有効なものと解するのが相当である。この理は、加害者との間で加害車両を被保険自動車として任意の自動車保険契約を締結している保険会社が被害者からいわゆる直接請求権に基づき保険金の支払を求める訴訟を提起された場合に、保険会社が被害者に対してする弁済の提供及

び供託についても、異なるところはない。』⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾

Ⅲ 日本法の状況

(1) 債務の一部の提供・供託を無効とする原則には、次の二つの例外が従来より存する。

(a) 不足が僅少である場合—信義則の適用—

判例は早くから、債務の一部の提供・供託を無効とする原則に対して、不足がわずかである場合には信義則により債務の一部の提供・供託が債務の全部のそれと同様の効果を生ずる—ただし、供託の場合には不足分は債務として残る—ものとしてあつかうという例外を認めてきており、学説もこれを承認する。

以下に、大審院・最高裁が債務の一部の提供・供託を有効と解した裁判例をあげる。

大判大正9年12月18日民録26輯1947頁

『事実』 Xは、本件不動産を、買い戻すために、買戻代金517円、契約費用（登録税）12円8銭、を支払うべきところ、528円を提供するにとどまり、1円8銭の不足があった。原審は、不足を理由に、買戻の意思表示を有効と解さなかった。

(10) なお、本件では、Xの妻AもY₁・Y₂に慰籍料・弁護士費用を請求する。第一審はその請求の一部を認容し控訴審はAの控訴を棄却した。Y₂はAにたいしてもXにたいすると同時に第一審で支払を命じられた金額を提供・供託をしている。Aも上告したが、右の提供供託は債務の全部についてのものとみとめられ、債務は全額について消滅したとの判断が最高裁により下されている。

(11) 最判平成6年7月18日の基準によった下級審の判断として次のものがある。大阪地判平成7年4月24日交民28巻2号658頁は、「債務の弁済の申し入れが、口頭による弁済の提供として効果があるためには、本旨弁済であることが必要であつて、全額の弁済の申し入れないし提供金額の不足が極めて些少な場合や交通事故によつて被つた損害の賠償を求める訴訟の控訴審継続中に加害者が被害者に対し、第一審判決によつて支払いを命じられた損害賠償金の全額を任意に提供しながら、それが損害賠償債務の全額に満たないことが控訴審における審理判断の結果判明した場合等の信義則上それと同視できる場合に限られるというべきである」が、「本件においては、被告が支払いを申し出た二六〇〇万円ないし三〇〇〇万円を相当な損害額と信ずるに足るべき事情もないこと、かえつて、被告は三六〇〇万円余の示談案を提示したこともあり、右各申し入れも内金としてのものであつたことからすると、それらは、信義則上全額弁済の申し入れと同視しえない」ので、「一部弁済としても、弁済提供の効果はない」としている。

『判旨』 破棄差戻

「売主ノ現ニ提供シタル代金及ヒ契約ノ費用ノ合額カ極メテ些少ノ不足アルニ過キサルトキハ売主ニ於テ之ニ藉口シ代金及ヒ契約ノ費用ノ提供ナキヲ以テ買戻ノ効力ヲ生セスト主張スルコトヲ得サルモノトス。蓋スル不足額ハ買主ニ於テ買戻ヲ為シタル売主ニ対シ弁済ヲ請求スルヲ得ヘキコト勿論ナリト雖モスル不足アルヲ口実トシテ買戻ノ効力ヲ生セスト云フカ如キハ債権関係ヲ支配スル信義ノ原則ニ背反スルヲ以テスル不足アルニ過キサルトキハ買戻ノ効力ヲ生スト解スルヲ相当トスレハナリ。」

そして、Xの提供した金額は527円であり、「然ラハ右不足額ハ買戻ノ為メ提供スヘキ代金及ヒ契約ノ費用ノ合額ニ比シ極メテ些少ニシテ本件ノ買戻ノ効力ヲ生スルノ妨ト為ラスト云フヘシ。」

大判昭和9年2月26日民集13卷3号366頁

『事実』 YはAにたいして1万5千円を貸与し、その担保として、Aの所有する土地に二番抵当権を設定し、その登記を経由した。その後、Aの内入弁済により債権額は1万3881円72銭8厘となった。そこで、XはAより、右の債権・抵当権を1万円で譲り受け、即日、内金5千円を支払い、残りの5千円はXおよびXの長男Bを連帯債務者として消費貸借に改められた。YはXにたいし、Aにたいする借用証書を当時宮城控訴院に係属中の刑事事件終了次第Xに交付しかつ抵当権移転登記をすべきことを約束した。しかし、Xはその後に4900円を支払ったが、Yは刑事事件終了後も右の借用証書を交付せず、抵当権の移転登記もしなかつたので、XはYに催告し、催告書到達より五日以内に金100円と引き替えに右証書を引渡し債権ならびに抵当権の移転登記をすべき旨を申し送った。Yは履行をしないので、Xは譲渡契約を解除し、Aに通知した。そこで、XよりYに弁済した9900円の返還とYの債務不履行による損害の賠償が請求された。Yは抗弁し、右の譲渡契約は実はXがAの債務を引き受ける債務引受契約であり、Xはその約旨により右の引受債務につき先履行の義務をおっている、したがって、残金100円とその利息はこれをXが提供せねばYは自分の義務を履行する必

要はない、と主張した。Xは、Yの通知があればYの住所において100円およびその利息は支払う準備をしていた、と主張した。原審は、Yの主張をみとめ、Xに先履行義務があったから、100円とその利息金を支払わねばYにたいしXは請求しえない、利息79円の準備までしていたとはみとめられない、として、Xの主張をしりぞけた。

『判旨』 破棄差戻

「債務者ノ現ニ支払ヒ又ハ提供シタル金額カ極メテ少額ノ不足アルニ過キサルトキハ債権者カ其ノ不足ニ藉口シテ証書ノ引渡及ヒ登記手續ノ履行ヲ拒絶スルハ信義誠実ノ原則ニ反スルモノト謂ハサルヲ得サルヲ以テ、此ノ場合ニ於テ債務者カ債権者ニ履行ノ催告ヲ為シタルトキハ債権者ハ遅滞ニ付セラルルモノト解スルヲ相当トス。本件ニ於テXノ既ニ支払ヒタル金額ハ元金一万円中僅ニ一百円ノ不足アルニ過キス而モ其ノ金円ハ既ニ支払ノ準備ヲ調べタルコト原判決認定ノ如クナレハYカ単ニ其ノ不足ヲ口実トシテXノ請求ヲ拒ムモノトセハ信義ノ原則ニ反シ不当ナルモノト謂ハサルヲ得ス。」

大判昭和10年6月8日全集19号3頁

『事実』 XはYより昭和8年4月2日に金38万円を同年6月20日弁済する約束で借り受け、担保の目的物として、本件物件を売買名義によりYに譲渡し、右期日までに買い戻し名義の下に借受金に損害金2円50銭を付し金40円50銭を支払うときはその所有権がXに復帰する旨の特約をした。Xは期日に金40円を支払い、50銭を不足していた。原審は、信義則を理由に、Xの担保物件の引渡請求を認容した。Yは上告し、些少でも不足ある債務の弁済をもって物件の所有権回復を認めることこそ、信義則に反すると主張する。

『判旨』 上告棄却

「YハXニ対シ約定ノ期限ニ金四十円ヲ弁済シ其残債務ハ僅々五十銭ニ過キスト云フニ在ルカ故ニXカ此僅ナル残債務存スルノ故ヲ以テ売渡担保ニ供セラレタル本訴物件ノ引渡ヲ請求スルハ特別ノ事情存セサル限り信義

誠実ノ原則ニ悖ルモノニシテ原審カ右弁済ニ因リ Xハ本訴物件ノ所有権ヲ回復シタル旨判示シタルハ正当ナルト云ハサルヲ得ス。」

大判昭和13年6月11日民集17卷1249頁⁽¹²⁾

『事実』 債権者 Y は債務者 X 所有の不動産にたいし強制競売の申立をし、競落許可決定の言渡があった。昭和10年10月31日にそれは確定した。X は同年11月2日に右債務名義の債務を弁済するために Y 方におもむき元利合計および手続費用として合計金797円55銭を提供したが、Y が受領を拒絶したためにこれを供託しその旨を Y に通知した。しかし、その提供・供託した金額には競売手続費用において債務者が計算をあやまった結果金7円40銭の不足があった。ただし、その後 X は不足額を追加供託した。右の事実に基づき X は供託の有効性を主張してその確認を求めて、これにたいし、Y は、競売手続費用に不足があるから債務の本旨にしたがった提供とはいえずしたがって供託も無効であって不足額の追加により有効になることはないとして抗弁する。

『判旨』 上告棄却

「債務者カ債権者ニ対シ弁済ノ提供トシテ為シタル債務額中元利金ニハ不足ナキモ誤算ノ結果競売手続費用ニ於テ極メテ僅少額ノ不足アルニ過キサルトキハ債権者ハ之ニ藉口シテ債務ノ本旨ニ従ヒタル弁済ノ提供ナシトシテ其受領ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス。蓋斯卡ル不足額ハ債権者ニ於テ

(12) 評釈として、勝本正晃「判批」民商9卷1号、岩田新「判批」法学新報49卷1号、石田文次郎「判批」法学論叢39卷6号、がある。岩田新前掲150頁以下は、提供とは異なり、わずかに不足する場合に供託による債務の消滅を認めることは法律上適当ではなく、逆に、対当額について債権を消滅させれば、債務者に分割権をゆるすことになるだけではなく、残額について効果が不明になるとして、質権または抵当権ある場合にはその少額の不足額のために担保権不可分の原則が適用されて、質権または抵当権が全部存続するかどうか、債務者は供託を取り戻すことができなくなるかどうか、等に疑問が生ずる、から、かような供託は無効と解するべきであるという。岩田新前掲151頁は、ただし、本判決の趣旨は、弁済の提供を有効と認定することを本旨としているのであるから、結論的には差し支えないという。石田文次郎前掲157頁は、信義誠実の原則は、不足ある弁済の提供を不足の不完全な弁済の提供とするものではなく、些少の不足あることを口実として、債権者がその受領を拒絶することが信義則に反する、から、債権者は不足額につき債務者に対してその弁済を請求しうる、という

債務者ニ対シ之カ弁済ヲ請求シ得ルコト勿論ナリト雖モ右不足額ヲ口実トシテ弁済ノ提供ヲ無効ナラシムルカ如キハ取引社会ニ於ケル信義誠実ノ原則ニ悖ルモノト謂ハサルヘカラサレハナリ。従テ右ノ如キ場合ニ於テ債権者其受領ヲ拒ミタル為メ債務者之ヲ供託シ尚其不足額ニ付キテモ弁済ノ提供ヲ為シテ拒絶セラレタル為メ之ヲ供託シタルトキハ右供託ハイスレモ有効ナリト謂ハサルヘカラス。」

「競落許可決定スルモ競落人カ未タ競落代金ヲ支払ワサルカ如キ競売手続ノ進行程度ニ在リテハ債務者ハ債務ノ弁済ヲ為シ得サル理由ナキカ故ニ之カ弁済ノ提供ヲ為シ債権者ヨリ其受領ヲ拒絶セラレタル債務者ニ於テ供託ヲ為シタルトキハ其供託モ亦有効ナリト謂ハサルヘカラス。」

最判昭和32年9月12日裁判集民事27号713頁

XがYとの間の土地の賃貸借契約を賃料不払を理由として解除したのとして建物の収去・土地の明渡しを請求している事案において、上告人Xが、「原判決が、Xの催告に係る賃料総額二〇、五五二円二四銭と、Yの供託した総金額一九、七六六円〇七銭との差額七八六円一七銭の未払額は、右催告に係る賃料総額に比すれば、極めて微少であり、この事実とその他の認定事実とに徴し、この程度の未払は、本件契約解除の理由となし得ないとした判示を非難し、また、右未払額は、一ヶ月の賃料に比すれば僅少とはいえないというの」に対し、最高裁は、「七八六円一七銭の未払賃料は所論未払賃料総額二〇、五五二円二四銭に比すれば、極めて少額のものというべきであって、かかる少額の未払賃料あるの故をもって、賃借人たる被上告人に契約解除の理由ありとなすに足る債務不履行の責ありとすることがごときは、原判決認定にかかる本件紛争の経過、事情の推移の下においては、誠実信義の原則にもとる」から、「本件契約解除の意思表示を無効のものとした原判決究極の判断は正当である」とする。

最判昭和35年12月6日裁判集民事47号163頁

『事実』 XよりYに対し、昭和26年12月1日以降同31年7月末日に至

る本件建物の賃料合計143,564円の支払を催告したこと、Yより同26年12月分の賃料3,000円を既に支払つていったこと、Yにおいて、所轄の田川市役所の係員につき本件建物の賃料統制額を調査した上、右係員の指示した統制額にしたがつて昭和27年1月1日以降同31年7月末日に至る賃料合計100,6010円より同期間の賃料として既に供託してあつた合計29,443円を差引いた残額71,158円を弁済のため現実に提供したけれども、Xにおいてその受領を拒絶したので、催告期間内である同31年7月27日弁済のため供託したこと及び以上合計の支払賃料額は前記統制法令にしたがつて算出せられる同期間の賃料統制額より5,206円の不足あることが原審において認定されているが、原審は、Yの本件賃料の提供は、完全な履行の提供とは必ずしもいえないけれども、法律の専門家でないYに対し、所論統制令に適合する本件建物の正確な賃料統制額の算出を求めることは、不可能を強制するに等しく、Yとしては、前記係員の指示する所を正当と信ずるの外途なく、Yに債務履行の不完全なることにつき故意過失の責任を負担せしめ得ない旨判断している。これに対し、Xが上告している。

『判旨』 上告棄却

「債務額に僅少な不足のある金額を提供しても、これを無効の履行提供とすることが却つて信義に反する事情あるときは、その効力を認むべきものであることは、判例の趣旨とする所である。一〇〇、六〇一円の債務に対し五、二〇六円を不足する金額を提供したものであり、完全な履行をなすべく可能な限り注意のなされた本件において、原審の判断は相当であるとせねばならない」。

最判昭和35年12月15日民集14卷14号3060頁

『事実』 Xは昭和26年5月20日にAから8万円を借受け、自己所有の山林を売渡担保としてAに差し入れた(同月28日所有権移転登記)。Xは同28年9月ころYから借りかえることにし、同月下旬にYから12万円を期間3年、利息年1割5分の約定で借入れ、本件山林を売渡担保としてYにさし入れることにした。中間省略の移転登記によりAからYに直接に登記

を經由した。ところが、右約定期間内の同30年9月2日XがYに対して元金12万円および利息33,140円（本来は34,000円）を弁済のため提供したにもかかわらず、Yが売渡担保であることをみとめないため、即日Xは右元利金を供託し、Yが同29年1月頃本件山林の雑木を伐採したことにより生じた損害15万円の損害賠償請求その他を請求した。Xの提供および供託金はわずかに債務の全額にたりなかった。原審は、その他の請求については原告の請求（所有権移転、債務の消滅、移転登記）を全面的に認容し、損害を同29年1月頃の価格を基準に10万円余と認定した。

『判旨』 上告棄却

「原判決認定の弁済提供および供託金額は、本件消費貸借成立が原判示のように昭和二八年九月下旬とすれば、原判示の元金一二〇、〇〇〇円とその利息金三三、一四〇円計一五三、一四〇円では不足である～が、所論の提供、供託さるべき元利合計金一五四、五〇〇円に比し、不足額は僅かに千三百余円をいでないものであるから、この一事をもって弁済提供および供託の効果を否定しえないものというべきである。」

最判昭和41年3月29日判時446号43頁

『事実』 YはX先代から本件土地を賃借する和解契約が成立した。それによれば、Yが賃料支払いを3回分以上遅滞したときは、X先代は催告なしで賃貸借契約を解除でき、YはX先代にたいし右借地上の建物を収去して土地を明け渡さなければならない、とされた。しかし、昭和36年1月分から3月分までをYは支払わなかったために、Xは本件契約を解除する意思を表示した。その前の同年3月29日に、Yは右三ヶ月分の賃料を持参して、Xに提供したが、Xはその受領を拒絶した。そこで、Xは同年4月4日に右金額を供託した。しかし、賃料についての遅延損害金は提供・供託していなかったために、原審は、Yの弁済の提供・供託は考慮を生じないとして、解除を有効と解した。

『判旨』 破棄差戻

「一般的にあって、履行遅滞にある債務者が、債権者から解除権を行使

されるまでにその債務の履行をするために、債務額のほか、遅滞損害金をもあわせて提供しなければ、債務の本旨に従ったものということとはできない。～が、債務者が現に支払いまたは提供した金額についてきわめてわずかな不足があるに過ぎないときは、債権者において、その不足に名をかりて債務の本旨に従った弁済の提供がないものとしてその受領を拒絶することは信義則に照らし許されないものと解するのが相当である。」

本件遅延損害金の額は、賃料の合計額が1,620円であったのにたいして、12円70銭の不足はきわめてわずかであり、「このような不足額は、債権者においてこれを指摘して請求しさえすれば、債務者において直ちに支払いをするのが通常であると考えられるから、Yのした右債務の弁済提供は、特別の事情（たとえばX先代において遅延損害金の不足を指摘してその支払いを請求したのに対し、Yにおいてこれを拒絶したなどのこと）のないかぎり、債務の本旨に従ったものと解するのが相当である」。

最判昭和55年11月11日判時986号39頁

債務の一部の弁済提供をした後に不足額を追加して後日供託所に供託したXが抵当権移転登記抹消、抵当権代位弁済附記登記、証書引渡を請求した事案において⁽¹³⁾、最高裁は、Yに対してした弁済提供は、「元金及び遅延損害金に不足はないが競売費用に三〇〇円の不足があったことが明らかであるところ、右不足額は弁済提供金一一四万九二四一円に対してきわめて僅少であるばかりでなく、原審が確定したところによれば、Xは後日右不足額を追加して弁済供託したというのであるから、右弁済提供は信義則に照らして有効である」としている。

(b)賃料増減額請求

昭和41年の借地法・借家法の以前においては、賃貸人が賃料の増額を請求すると賃借人が承諾しなくても賃料は請求時から相当額に増額されたこ

(13) 事実関係については、磯村保「判批」民商85巻2号(1981)の記述を参考とさせていただいた。

とになると解されていたために⁽¹⁴⁾、賃借人がそれを支払わなければ賃貸人は賃料不払を理由に賃貸借契約を解除される不利益を負っていた。最判昭和40年12月10日民集19巻9号2117頁は、賃料の「増額請求を前提とする賃料の催告を受けた場合、適正額に比して催告額が過大のため催告の無効をきたすことのないと認められる本件事実関係のもとでは、債務者は本来適正額の増額分をもつて提供すべき義務があるのであるから、従前の賃料額と裁判によつて確認された適正額との差異が僅少であるとかその他信義則上債務の本旨に従つた履行の提供と見られるような特段の事情がある場合を除いて、債務者が従前の額をもつて相当であると考えた場合でも、従前の賃料額の提供のみでは債務の本旨に従つた履行の提供といわれないものと解する」としている。

この点の不都合を解消するために昭和41年の借地法・借家法の改正により、借地人・借家人は賃料増額の協議の不調のときは相当と認める賃料を支払えばたり、その後に裁判において相当の賃料が確定されたときには不足額（あれば）に年一割の利息を付して支払えばよいことになったのである。かくて、賃貸人が「相当ト認ムル借賃」の受領を拒絶すれば賃借人はそれを供託すれば事後に不足が裁判において明らかになってもその限りで債務からまぬかれ、債務不履行により賃貸人から賃貸借契約を解除される危険を免れるのである（借地法12条2項、借家法7条2項、借地借家法11条2項、32条2項）。したがって、右の場合については、一部提供・一部供託にあたるものが事後的に判明する場合は、立法により許容されていることになる⁽¹⁵⁾。

賃料増減額請求がなされた場合における問題において、増額後の賃料債務の一部の提供・供託が全部のそれと同様に債務不履行による賃貸借契約の解除を賃借人のために回避せしめるかどうかの問題となっている点では、不足分がわずかである場合と同様である。借地人・借家人は、増額を正当

(14) 形成権説。最判昭和32年9月3日民集11巻9号1467頁、最判昭和40年12月10日民集19巻9号2117頁。

(15) 五十嵐清「地代借賃の増減請求」法時38巻10号（1967）、甲斐道太郎前掲83頁以下など参照。

とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代・家賃⁽¹⁶⁾を、債務不履行による契約解除の事態を回避することができる。

(c)整理—債務の全部の提供・供託たる効果—

不足額が僅少である場合の判例が問題とした効果とは、債務不履行による契約の解除権の発生、任意競売・強制競売による所有権の喪失などを回避し、抵当権などの担保権の消滅、譲渡担保の目的物の取戻、買戻権の行使による所有権の復帰などであって、これらの効果を債務者が債務の全部の提供・供託をなした場合と同様に、享受しうるかどうかの問題とされている。賃料増減額請求の場合も、賃料債務の不履行による契約の解除を回避することが意図されている。いいかえれば、かような利益に関する限度において、債務の一部の弁済の提供ないし供託を債務の全部のそれとしての効果を発生させるかどうかの問題となっている。

判例理論の利益衡量の要素の中には、不足分がわずかであることだけではなく、弁済者が提供・供託を債務の全部として行うことが必要であるという要素のあることがうかがわれる。

つまり、不足分がわずかである類型も賃料増減額請求の類型も、債務の消滅という効果をのぞいて、いずれも債務の全部の提供・供託がなされたのと同様の効果を債務の一部の提供・供託によって生ぜしめている。

このように考えると、従来からの二つの類型とは、最判平成6年7月18日の置かれている状況は必ずしも同一ではない。いずれも、債務者のした提供ないし供託が債務の一部であるという点では共通しているが、最判平成6年7月18日は、債務の一部の提供ないし供託が債務の全部のそれとしての効力を有するか否かを問題としているのではなく、債務の一部のそれ

(16) 最判平成5年2月18日判例時報1456号96頁は、「借地法一二条二項は、賃貸人から賃料の増額請求があった場合において、当事者間に協議が調わないときには、賃借人は、増額を相当とする裁判が確定するまでは、従前賃料額を下回らず、主観的に相当と認める額の賃料を支払っていれば足りるものとして、適正賃料額の争いが公権的に確定される以前に、賃借人が賃料債務の不履行を理由に契約を解除される危険を免れさせるとともに、増額を確認する裁判が確定したときには不足額に年一割の利息を付して支払うべきものとして、当事者間の利益の均衡を図った規定である」としている。

としてその限度において債務不履行責任を免れさせまたは債務を消滅させるか否かを問題としている。

いいかえるならば、債務の全額の提供ないし供託としての効果が問題とされているといえる場合に比べて、債務の一部の提供ないし供託を有効と解することによって債権者および債務者に与える影響は比較的小さい。最判平成6年7月18日で問題となったのは、一言でいえば、遅延損害金の額である。債務の一部の提供・供託を債務の一部の限度において有効と解したとしても、当事者に生ずる影響が比較的小さいから、必ずも有効の要件を厳格に考える必要はないといえることができることも、逆に、あえて、原則に反してまで、債務の一部の提供・供託を有効と解する必要はないという余地もあろう。

従来問題とされてこなかった遅延損害金の額が債務者にとって重要な問題になっているのは、近年の低金利の下で年5%の法定利率が利回りとして比較的有利になっているためである。

(2) 最判平成6年7月18日の判断枠組について

最判平成6年7月18日の事案において債務者のした損害賠償債務の一部の提供・供託は、いうまでもなく賃料増減額請求のあった場合ではなく、また、不足額が僅少であるともいえないため、それまでの枠組によっては、これを有効な提供・供託と解することができない。

最判平成6年7月18日は、交通事故の加害者は損害賠償債務の客観的な額を判決の確定により初めて知ること、加害者は控訴審係属中に、第一審判決で命じられた全額を提供・供託していること、かかる提供・供託を有効と解しないと加害者に酷であること、第一審判決で命じられた全額を受領しても、被害者は何ら不利益を被らないこと、という事情を考慮して当該事案において債務の一部の提供・供託を有効と解している。

本判決の指摘するように、交通事故の加害者は、損害賠償責任の成否・金額について争いがある場合には、自己の負うべき損害賠償債務の客観的な額を判決の確定により初めて知るといえる事情のあることは認められよう。

このような困難は、賃料増減額請求がなされた場合において賃借人のおかれる状態もこれに近似している。賃料増減額請求ではこの困難に立法によって対処しているが、交通事故による損害賠償債務についてはそのような立法的な手当は存在しない。

調査官解説は、判決の確定まで客観的な額を債務者が知ることのできない点では共通する「賃料増額請求に係る紛争は、継続的な賃貸借関係を前提とするものであり、この結果、賃貸人が賃借人に対して契約解除という別の債務不履行責任を追及するという重大な効果を伴うものであるのに対し、本件のような交通事故による損害賠償の債権債務関係は、単発のものであって、その結果、主に債務者である加害者の遅延損害金の支払義務をいつの時点で免れさせるのが公平であるかという観点から提供の問題を扱えば足りるという差異がある」という⁽¹⁷⁾。この指摘は、不足額が僅少である類型と交通事故による損害賠償の債務との状況の違いにも当てはまるであろう。

上記のように、従来の二つの類型では、債務者のする債務の一部の提供・供託が、債務の全部の提供・供託と同様の効果を一債務の一部の提供・供託として有効とみた場合の債務の縮減・遅延損害金を別として一生ぜしめるかどうかの問題となるのに対して、本件事案では、債務の一部のそれとしての効力の有無が問題となっている。このように、債務の一部の提供・供託を有効とみることによって債務者のえるべき利益と債権者の受ける不利益に、本件事案とそれ以外の二つの類型とには質的に大きな相違がある。

調査官解説は、「このような本判決の背景には～このような差異に着目すると、前者については、契約を解除されないという賃借人の利益は適正賃料の不足分につき年一割の利息を支払うという不利益によってバランスがとれることになるのであり、このような手当は立法によってのみ可能となるものであるのに対し、一部弁済提供を有効とする場合を解釈上～認めることに合理的な理由がある、という基本的な発想があるものということがで

(17) 田中豊前掲最判解民平成6年度。

きる」としている⁽¹⁸⁾。学説も、問題となる効果に着目して、本件事案のように遅延損害の支払のみが問題となるときには、緩やかな基準によって債務の一部の提供・供託を有効と解する余地のあることを指摘している⁽¹⁹⁾。

しかし、利益状況の違いは、交通事故による損害賠償の債務において、債務の一部の提供・供託を有効と解する必要性が乏しいとみる⁽²⁰⁾ 余地も生ぜしめることは上述の通りである。従来 of 二つの類型にみられるような重大な利益が問題となっていないからである。必ずしも債務者は、交通事故による損害賠償の債務の一部の提供・供託を有効とみることによって、その限度において遅延損害金を免らしめる必要はないという立場も成り立ちうる。

債務者の提供・供託している金額が第一審判決で命じられた全額であることは、その他の類型にはない点である。これは、第一審判決で命じられた金額が加害者の負う損害賠償債務の全額であることの控訴審係属中における客観性が考慮されたものであろう。たしかに、損害賠償を請求する側の控訴が棄却されれば債務の全額になる⁽²¹⁾ から、一審判決の認容額には、弁済者のした提供・供託の額が債務の全額であることの客観性が一応は存在する⁽²²⁾。学説は、第一審判決の客観性に類するものとしては、裁判所の提示した和解案⁽²³⁾、交通事故紛争処理センターの裁定額⁽²⁴⁾、などをあげている。

ただし、第一審判決の認容額の有する債務の全額としての客観性は、交通事故による損害賠償債務にかぎらず、金銭債務一般について同様に考え

(18) 田中豊前掲最判解民平成6年度474頁以下。

(19) 水野有子前掲71頁、伊藤高義前掲424頁。

(20) 永田真三郎前掲82頁。

(21) 逆に、損害賠償請求を受けている側から控訴をしていたならば、いずれにせよ、第一審の認容額は損害賠償債務の全額を下回ることはない。

(22) 甲斐道太郎前掲86頁。

(23) 田中豊前掲最判解民平成6年度476頁。これに対し、小林正前掲220頁は、裁判所または専門機関からしめされた和解案については、損害額のみならず債務者の支払能力・執行可能性などの種々の要素に基づいて提案されるのが通常であるから、必ずしも客観的な損害額であるとはいえないと指摘している。

(24) 伊藤高義前掲424頁（本件判決の趣旨からして、客観的な判断が行われているとみることができるときには、裁判所外の手続であっても、一部弁済の効力を認めてよいのではないかとする）、大嶋芳樹前掲185頁。

ることができよう。むしろ、慰謝料、逸失利益、過失相殺などの不確定要因の存在する損害賠償債務におけるほうが、その客観性はより乏しいということができよう。

第一審判決で命じられた全額の提供・供託を有効と解さないと、上述のように判決が確定するまで損害賠償債務の客観的な額を知りえない加害者にとって、少なくとも判決の確定する時点までの法定の遅延損害金をも負わねばならなくなるという意味では、加害者の負担は増加する。

それを加害者にとって酷であると解するかどうか別個の問題である。

逆に、加害者にとって酷であると解するならば、契約の解除などのように債務の全部の提供・供託の効果がここでは必要とされていないことから、その他の類型で求められているほどの要件は、債務の一部の提供・供託を有効と解するためには、必要ではないという余地が生ずる。

最後に、第一審判決で命じられた全額を受領しても被害者は何ら不利益を被らないという点についてである。その意味は、上述のように、被害者は、債務者のする提供・供託を債務の一部のそれであるとして留保をして受領し供託物の還付を受ければ、なお残部について債務者に対し債務の弁済を請求をすることができるということである。かかる事情は損害賠償債務に特有の事情ではなく、金銭債務一般について当てはまらう。また、かかる判例法理は、あくまで被害者が任意に受領する場合のものであって⁽²⁵⁾、本件事案のように、一部供託それ自体の有効性を問題としているものでは元来はない。

夙に、水本浩教授⁽²⁶⁾は、債務の額について当事者に争いがある場合について、次のような指摘をされている。それによれば、上記の「論理は、債権者には不利をもたらさないが、債務者には不利をもたらすので不公平である。なぜなら、債権者が留保付きで受領した後に供託願の不足が確定した場合、債権者は改めて一部供託の無効を理由に債務不履行責任を問うことができるが、これに対する債務者の不利益をカバーする理論構成が欠

(25) 安次富哲雄前掲61頁。

(26) 水本浩『債権総論』(1989) 143頁。

如しているからである」と。

かような論理にしたがうと、必ずしも債務の一部の提供・供託を有効とする取扱いを、「第一審判決によって支払を命じられた損害賠償金の全額」が提供・供託された場合に限定する必要はなく、任意の金額を提供・供託した場合にも同様の論理が可能であろう。

留保付きで債務の一部の提供・供託を受領しても残債務は存続しているために不利益を債権者が不利益を被らないということ、第一審判決の認容額には債務の全額であること一定の客観性があること、は金銭債務一般についてもいいうるであろう。

従って、最判平成6年7月18日が、債務の一部の限度においても一部提供・供託を無効とする原則に例外を設けるにあたって決定的である要因は、交通事故の加害者は損害賠償債務の客観的な額を判決の確定により初めて知ること、であるといえよう。

(3) 学 説

債務の一部の弁済の提供・供託を無効とすることは、債務者に対して、債務の全部の弁済をなすべき動機づけとなる。しかし、債務の全部が当事者にとって明らかでない場合には、債務の一部の弁済の提供・供託を無効としても、債務の全部の弁済を債務者にうながすことは事実上困難である。

最判平成6年7月18日のあらわれる以前にも既に、この点を考慮して、西原道雄教授、水本浩教授の次のような立論がある。

西原道雄教授⁽²⁷⁾は、「少なくとも、債務額が不明確な場合に債務者が相当な額を全額として供託するのであれば、債務の本旨に従った弁済としてその部分については効力を認めても、債権者保護に欠けることにはならないのではなかろうか」とされたうえ、「一部供託は原則として無効とはせず、債権の種類や債務額に対する供託額の割合など各種の事情を個別的に判断して、その供託が債務の本旨に従った弁済と認めがたいとき、つま

(27) 西原道雄前掲61頁。

りその供託を認めては債権者（被害者）の立場が害される場合にだけこれを無効とすれば十分であろう」とされる。

水本浩教授⁽²⁸⁾は、一部供託であっても債権者は留保付きで受領をしても不利益を被らないが債務者の不利益をカバーする理論構成が欠如していると指摘した上、留保付きの受領が認められていること、数度の一部供託により全部に達した場合に全部供託として有効になるという上記の判例法理の前提として、債権額が争われているときには一部供託を有効と解すべきである、とされる。

最判平成6年7月18日の結論を、多くの見解は妥当と見ている。ただし、理論構成については、必ずしも同一ではない。

永田眞三郎教授⁽²⁹⁾は、同判決の決論は解決として妥当であると解しつつ、控訴審判決のように、「債務者のとった措置として十分な合理性があり、信義則上欠けるところはないといってよい」という一般条項を介した解決にとどめ、損害賠償についての一部供託の効力一般については、もう少し裁判実務の積み重ねを待つべきであったといえる」とされている。

富澤輝男教授⁽³⁰⁾は、「例外的に、金銭債務という可分債務であり、かつ債務額が不明確であるが、判決等により、一次的に債務額が提示されているような場合で、しかも一部の提供及び供託を認めないと信義則に反するようなケースにかぎり、一部の弁済提供及び供託の効力を認めるべきであり、「本件のような損害賠償債務について、債務者が不法行為をなしたという有責性を考えると、果たして、判決のいうように、本件の場合に、一部弁済の提供及び供託の効力を認めないと債務者に難きを強いることになるか、疑問である」とされている。

これに対し、積極的なものとしては、次のような見解がある。

平野裕之教授は、「提供・供託といった債務者を特別に保護する規定については、～債務の本旨に合致するか否かではなく、債務者がそのような

(28) 水本浩前掲143頁以下。

(29) 永田眞三郎前掲82頁。

(30) 富澤輝男前掲431頁。

保護を与えられるに相応しいだけの、自分としてなすべきことを尽くしているか否かを基準にすべきであり、本件では債務者は保護に値するものと考えられる、とされ⁽³¹⁾、また、「一部供託は債権者に特に不都合ではないのであり、一部供託を無効とするのは債務者に供託の効果を受ける資格があるか否かの判断によるものと思われ、この判決の事例では債務者に供託の効果を受けて不都合はないと思われる」とされている⁽³²⁾。

伊藤高義教授⁽³³⁾は、最判平成6年7月18日の事案では遅延損害金の額が問題となっているにすぎないから、「可分債務であれば一部弁済の提供を原則として有効と認めるということはできないが、交通事故損害賠償債務のような一方債務では、一部弁済による債権者の不利益は主として遅延損害金額とあってよいので、有効と認めてゆく要件は緩やかに働かせていくことが必要ではないか」とされている。

後藤勇教授⁽³⁴⁾は、手形金・小切手金の一部の弁済提供が有効とされている⁽³⁵⁾ことを受け、可分債務である金銭債務の一部の弁済を債権者が受領することにより法律上何ら不利益を受けない場合であって、かつ債務者が不当に利益を受けない場合には、債務の一部の弁済は有効であり、債権者が受領を拒絶すれば、債務者は一部弁済の提供をした限度で、債務不履行の責任を免れると解するのが相当であり、一部弁済提供が有効である場合には、一部弁済供託も有効であって、その限度で債務者は債務を免れるという。後藤教授は、交通事故の被害者は、加害者に対して、一方的に、損害賠償請求権を有するのみで、何ら反対債務を負担するものではないし、また、交通事故による損害賠償債務は、その性質上、可分債務であるから、債権者である被害者が、加害者である債務者から、その損害賠償債務の一部の弁済を受けても、加害者側に、反対給付に関する契約責任の生ずる余地はないし、またその他に、法律上何ら不利益を受けるもので

(31) 平野裕之前掲判例セレクト94年26頁。

(32) 平野裕之『債権総論（第2版）』（1995）93頁以下。

(33) 伊藤高義前掲424頁。他に、水野有子前掲71頁も同旨を説く。

(34) 後藤勇前掲218頁以下。

(35) 手形法39条2項、小切手法34条2項。

もないので、債務者に、右の限度で債務を免れさせても、不当に利益を得させることになるものでもない、として最判平成6年を支持しているが、それに加えて、交通事故によって被害者の被った損害額は、加害者側には、判決の確定を待ってはじめて確定的に確知することのできる性質のものであって、判決の確定前に、正確に、債務全額の弁済提供をすることは不可能であるから、もし、加害者において、債務の一部の弁済提供及び弁済供託による無効を回避しようとするれば、被害者の主張する損害額の全額か、それに近い額を提供しなければならないことになり、加害者にとって、不当に重い負担を負わせることになるから不合理である、と指摘している。

IV 検 討

(1) ところで、上述のように、判例は、不足額が僅少である場合であっても、債務者が全部として提供・供託しているがやむを得ない事情により全部に達していない場合についてのみ、これを有効な提供・供託と解しており、不足していることが明らかであると考えられる場合には、債務の一部の提供・供託を有効と解していない、と見ることができる。また、賃料増減額請求の場合には、最高裁によれば、債務不履行の責による解除を免れるには、賃借人が自己の相当と認める賃料を提供・供託すれば、よいとされている。つまり、従来からの二つの類型についてのいずれにおいても、判例は、債務者のなした提供・供託が有効と解されるために、債務者がこれを債務の全部のそれとしてなすことを求めていると見ることができるのではないだろうか。

不足額の僅少、賃料増減額請求、という従来より問題として認識されていた二つの類型において、債務の一部の提供・供託の効果として論じられてきたのは、債務の一部のそれとして効果ではなく、債務の一部の提供・供託であるにもかかわらず、債務の全部の提供・供託としての効果が認められるべきかいなかであるということができよう。

これに対し、最判平成6年7月18日の事案では、債務の一部の提供・供託が一部の限度で提供・供託としての効果を生ずるか否かが問題となって

いる。第一審の認容した全額には債務の全額としての客観性が担保されていると考え、この問題を肯定する際に、最判平成6年7月18日も同じく、債務者がこれを債務の全部として、提供・供託することを求めていると見ることができよう。

しかし、最判平成6年7月18日の事案のように、遅延損害金の一部を免れることができるかどうか問題となっている場合には、必ずしも、債務者のなした提供・供託が債務の全部のそれである必要はなく、また、債務の全部としてなされている必要もないのではないかと、いう余地が生ずる。

(2) 債務の全部の提供・供託は債務の本旨にしたがった提供・供託であるが債務の一部のそれは債務の本旨にしたがっておらず一部のそれとしても無効であるという原則に従えば、たしかに、債務の一部の提供・供託が一部のそれとして有効であるとするためには債務の全部としてなされる必要があると解することには一応の要請があるであろう。

これに対し、債務の一部の提供・供託が債務の本旨にしたがっていると解する見解がわずかに存在する。民法は債務の一部の提供・供託それ自体を禁止する規定をおいていない。夙に、石田文次郎博士⁽³⁶⁾は、金銭債務のように一部の履行によって債権者はそれに比例した目的を達することができる場合には、特に反対の意思表示のないかぎり、分割給付が許されるとし、従って、一部の金銭債務の提供または供託もその限度において債務の本旨にかなうと解することができることとされ、不足額の多寡は問題にはならないとされ、債務の一部の提供・供託を原則として有効と見るべきことを提唱されている。

(3) たしかに、債務の一部の提供・供託を有効とみると、分割弁済により、債権者の債権管理の手間が増し、費用の割高感にかんがみ債権者が残部の回収を放棄する可能性が生ずるために債務者全額の弁済への動機付けを失い不当な利益を得る可能性が生ずることが指摘されている⁽³⁷⁾。

債務の全部が明らかである場合には、債務の一部の提供・供託を無効と

(36) 石田文次郎前掲159頁。勝本正晃前掲89頁も同旨を説く。

(37) 池田清治前掲103頁以下。

解しても、債務者は債務の全部の弁済の提供・供託をして遅延損害金の発生・増大を免れることができるために、債務の一部の提供・供託を認めることは問題が残ると考えたとしても、債務の全部が明らかでない場合には、債務の一部の提供・供託を無効と解しても、債務の全部の弁済への動機付けを債務者に対して与えることはできず、裁判等によって債務の全部が明らかになるまでの遅延損害金の発生・増大を回避することができないから、債務者にとって酷になる事態が生ずる。

(4) 貸金債務・売買代金債務などのように金額が一応明示されていると考えられる債務の場合であっても、当事者間に争いがある場合には、当事者にとって、債務の全部は必ずしも明らかではない。もっとも、この場合に、債務の一部の提供・供託を有効と解すると、債務の一部の提供・供託をしたいと考える債務者は、債務の全部が自らにとって明らかであっても、争うことによって債務の一部の提供・供託が可能になるから、必ずしも妥当ではない。かような場合には、当事者間に争いがあったとしても、債務の全部が明らかであるとあつかうこともできよう⁽³⁸⁾。調査官解説⁽³⁹⁾は、最判平成6年7月18日は売買契約の代金額について当事者間に争いがあるといった場合までは予定していないと思われる、としている。

これに対し、最判平成6年7月18日で問題となった交通事故による不法行為に基づく損害賠償債務は、性質上、裁判等によらねば当事者にとって

(38) 東京地判昭和51年10月25日判例時報831号11頁は、利用者Yが意図して電気料金に1円不足する金額を提供したのに対して、電力会社XがYに対して不足額の支払を請求している事案において、「本件においては～僅少の不足のあるYの送金を無効とすることが信義則に反するとすべき特段の事情を認めることはできない」うえ、「むしろ、Yの前記のような本来の債務に比して僅少の不足の存する送金が各月分にわたって継続的に行われている事態は、Xの主張するとおり意識的計画的行為と評価せざるを得ないばかりでなく、Xの営む大量の、反覆・継続する事業～の能率的運営に著しい支障の生じることを容易に予測することができる」から、Yの提供には弁済の提供としての効力を認めることができないとしている。Xは不足額を請求しているにすぎないため、判示は事案の解決として意味があるわけではない（大塚龍児「判批」判評221号（1977）153頁、岩井大太郎「判批」ジュリ708号（1980）121頁、安永正昭「判批」判例タイムズ347号（1977）105頁）。しかし、提供としての効果が生じなければ、債務不履行の結果として、本件事案では、送電停止・解約による不利益をYが被る可能性があり、僅少の不足であるにもかかわらず、機械的に、債務の本旨に従った提供でないとするのは問題を含む（安永正昭前掲105頁）。事業の特殊性を理由として、別次元でYの保護をはかる途が必要にならうというものもある（大塚龍児前掲154頁）。

(39) 田中豊前掲最判解民平成6年度475頁以下。

債務の全部が明らかにならない債務であるということができよう。損害賠償債務は、交通事故以外の原因により生ずる場合にも、また、債務不履行に基づく場合にも、同様の性質を有するということができよう。これらの場合にも同判決の射程が及ぶと考えられることが指摘されている⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾。損害賠償債務以外にも、不当利得返還債務の場合にも同様の性質がありえよう⁽⁴²⁾。

性質上債務の全部が明らかではない場合にも、債務の弁済が分割されると、上述のような不利益を債権者は被る可能性がある。しかし、逆にいえば、そうした不利益の生ずる可能性が債権者にないと考えられる場合には、債務の一部の提供・供託を有効とみても、よいのではないかと考えられよう。たとえば、残部の回収のコストが必ずしも割高にならない場合としては、最判平成6年7月18日の事案のように、債務者が保険会社であるときなど、残部の弁済に一定の確実性があり、残部の回収を債権者が事実上放棄することを期待していないと考えられる場合、などがあげられよう。

(5) 最判平成6年7月18日が第一審の認容した交通事故による不法行為に基づく損害賠償債務の全額の提供・供託を有効と解したことは、従来からの議論に比して、遅延損害金の負担の軽減を意味しており、債務者にとって有益であるが、依然として少なくとも第一審判決までの遅延損害金から債務者は免れない。

債務の一部の提供・供託として有効と解するために債務の全部として提供・供託する必要はないと考えられるならば、必ずしも、債務者の提供・供託した額が、第一審の認容した額その他の、損害賠償債務の全額としての客観性の担保される額である必要は必ずしもなかろう。むしろ、債権者に不当な不利益を被らせず、債務者に不当な利益を与えない額の提供・供託がなされている場合であるならば、その有効性は必ずしも否定されないのではなかろうか。

(40) 最判平成6年7月18日に関する文献の多くが、多少の異同はあれ、指摘している。

(41) 賃借人によって貸借人に生じた損害を控除する場合の敷金返還債務の場合にも類似の状況が生じよう。もっとも、この場合には、債務の全部の上限が明らかであるという点においては、必ずしも貸借人にとって事態は過酷ではないであろう。

(42) 西原道雄前掲61頁。

V まとめ

従来、債務の一部の提供・供託の効力として議論されていた問題は、債務の一部の提供・供託が債務の全部のそれと同様の効力を生ずるか否か、という問題であると考えられる。それとは異なり、最判平成6年7月18日によって提起された、交通事故による不法行為に基づく損害賠償債務の一部の提供・供託の問題は、債務の一部のそれとして効果（具体的には遅延損害金の減免）を生ずるか否かという問題であるといえることができる。

債務の一部の提供・供託は債務の本旨にしたがっておらず一部のものとしても無効である、という従来からの原則は、交通事故による不法行為に基づく損害賠償債務にそのままあてはめることは、性質上債務の全部が裁判等によらねば当事者にとって明らかにならないと考えられるから、債務者に不当な不利益を負わせる可能性が少なくない。このことは、同様の性質を有するそれ以外の債務の場合にもいえよう。

もっとも、上記の原則が確保している債権者にとっての利益を度外視することも妥当ではない。損害賠償債務等の問題となる債務の性質に照しながら、債権者と債務者の利益状況を比較衡量する必要性があろう。

最判平成6年7月18日が提示した第一審の認容した損害賠償債務の全額という基準は一応の手がかりとして有益であるが、債務の全部としてなされる必要性は必ずしも認められないというべきであり、一部の提供・供託を有効と解することができる債務の種類、提供・供託すべき額については、柔軟に解することができるのではなかろうか。

柔軟化の方向に進むことができるならば、さらには、石田文次郎博士等の論者が説かれているように、債務の全部がいちおう明らかであると考えられるものを含む可分債務一般において、債務の一部の提供・供託の効力を認めるべきか否かが検討されるべきであろう⁽⁴³⁾。

(43) 西原道雄前掲61頁。